地方活力向上地域等における事業税の不均一課税の計算

氏名又は法人 の名 称		所得の算定期間又 は 事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで					
1 計算の基礎となる従業者の数等								
	不均一課税に係る設備の名称		固定資産の価額, 軌道の延長キロメート ル数又は従業者の数					

1

計

地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで,第9項及び第10項並びに第72条の54第2項の規定による本県分の分割基準となる固定資産の価額,軌道の延長キロメートル数又は従業者の数②

合

2 不均一課税額の計算

2 小均 味忧俄以归异								
区分		区分	本県分の課税標準額の 総額 ③	不均一課税を受ける額 $3 \times \frac{1}{2} \times 乗率()$ ④	差し引き事業税が課さ れる額 ③-④ ⑤			
金等の類		付加価値額	円	円	円			
			000	_	000			
		資本金等の額	000	_	000			
		年400万円以下の金額	000	000	000			
	所	年400万円を超え年800万 円以下の金額	000	000	000			
	得	年800万円を超える金額又 は軽減税率不適用法人の 金額	000	000	000			
		小計	000	000	000			
	合 計		000	000	000			
収 入 金 額		収 入 金 額	000	000	000			

(備考)

「不均一課税を受ける額」の欄の「乗率」は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率を記載すること。

- (1) 地域再生法 (平成17年法律第24号) 第17条の2第1項各号に掲げる事業 0.5
- (2) 地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第4条第1項各号に掲げる事業 0.25